

	<p>22,261,768円 → 260,000円減</p> <p>【特別会計】</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金に関する収入未済の対象者に対しては、来庁の呼び出しや自宅訪問により生活の現況を確認しながらの償還指導を行い、債務承認書の徴収や分納による「支払計画書」を提出させるなどして確実な償還を促すとともに、状況に応じて連帯保証人に連絡し、償還状況の説明や未収金解消の協力を依頼するなど指導の強化を講じている。</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>監査時点における収入未済について、令和4年度中のその後の回収状況は次のとおりである。</p> <p>(令和5年2月末日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度分未収金 先数 9件 ・令和4年度分未収金 107,235円減 ・令和4年度分未収金 3,839,410円 → 0円減 ・令和4年度分未収金 212,202円 → 0円減 <p>合計 先数 12件 4,051,612円</p> <p>※母子等の安定した生活確保に配慮するため、未納者に対しては少額ながらも分納をさせているケースが多く、未収金を先に償還させているため、本来の予定償還期限が逐次到来するに当たり、その分未収金は着積せざるを得ない状況である。</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子)</p> <p>監査時点における収入未済について、令和4年度中のその後の回収状況は次のとおりである。</p> <p>(令和5年2月末日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度分未収金 先数 1件 ・令和4年度分未収金 8,458円 → 0円減
--	---

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月29日、令和5年1月10日
監査の結果	
<p>【指導事項】 2件(収入1、給与1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>【一般会計】</p> <p>生活保護費返還金 28,548,596円</p> <p>過年度分 273,978円</p> <p>令和4年度分 28,822,574円</p> <p>合計 先数 31件</p>	<p>1) (今後の対応策等) 生活保護費については、保護開始時及び定期的な世帯訪問時に収入申告の必要性を被保護者に十分に説明の上、保護費返還の発生を抑えるとともに、保護費を支給しているときには返還金との相殺を行って回収を図る。貸付金については、相談時に償還月額につ</p>

<p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>過年度分 16,640,449円</p> <p>令和4年度分 837,749円</p> <p>合計 先数 35件 17,478,198円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子)</p> <p>過年度分 先数 5件 147,309円</p> <p>③父子福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>過年度分 先数 1件 83,344円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>過年度分 842,709円</p> <p>令和4年度分 61,130円</p> <p>合計 先数 3件 903,839円</p> <p>⑤寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)</p> <p>過年度分 先数 1件 38,625円</p>	<p>いて説明し、連帯借受人や連帯保証人がいる場合は、借用証書を取り交わす際等に面談し、強力で償還の意識付けを行う。また、現在の滞納債権については、連帯保証人を含めた償還指導を継続して行うとともに、年1回債務承認書、返済状況確認書を借受人、連帯保証人あてに送付し、消滅時効の中断、貸付金の円滑な回収を図る。</p> <p>○収入未済の状況(令和5年3月10日現在)</p> <p>【一般会計】</p> <p>①生活保護費返還金</p> <p>過年度分 28,323,146円</p> <p>(収納済 225,450円)</p> <p>令和4年度分 244,478円</p> <p>(収納済 29,500円)</p> <p>合計 先数31件 28,567,624円</p> <p>(収納済 254,950円)</p>
---	---

<p>②母子福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>過年度分 先数 4件 146,230円</p> <p>③父子福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>過年度分 先数 1件 76,400円</p> <p>(収納済 6,944円)</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>過年度分 842,709円</p> <p>(収納済 0円)</p> <p>令和4年度分 48,330円</p> <p>(収納済 12,800円)</p> <p>合計 先数 2件 891,039円</p> <p>(収納済 12,800円)</p> <p>⑤寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)</p> <p>過年度分 先数 1件 38,625円</p> <p>(収納済 0円)</p>	<p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <p>過年度分 16,190,131円</p> <p>(収納済 450,318円)</p> <p>令和4年度分 740,299円</p> <p>(収納済 97,450円)</p> <p>合計 先数28件 16,930,430円</p> <p>(収納済 547,768円)</p>
--	--

2) 過休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100(月の勤務時間が60時間を超えた部分については50/100)の割合を乗じて得

2) (発生原因の検証結果)

当該期間は新型コロナウイルス感染症対応業務のため、やむを得ず同一週外に振替を行う職員が多く、チェックすべき項目が煩雑となっていた上、財務事務が集中する月初めの限られた時間のなかで集計処理を行う必要があったため、一部の時間外手当について確認漏れが発生してしまいました。

<p>た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。また振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大支給されているものがあつた。</p> <p>②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があつたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100(月の勤務時間が60時間を超えた部分については50/100)の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことなどにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあつた。</p>	<p>(今後の対応策等)</p> <p>集計漏れを発見するための新たなチェック表の作成や、3名以上の職員による事前確認の徹底など、担当内の確認体制を強化することで、再発防止に努める。</p>
---	---

<p>監査対象機関</p>	<p>福祉保健部 障害者相談所</p>
<p>監査対象期間</p>	<p>令和3年9月～令和4年8月</p>
<p>監査実施日</p>	<p>令和4年11月15日、令和5年1月16日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>謹じた措置</p>

<p>(指導事項) 1件(給与1)</p> <p>1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>障害者相談所では、福祉プラザ内所属の総務事務の集中処理を行っており、今回指導を受けた所属の時間外手当支給事務については、各所属で毎月末に集計された勤務実績に基づいて、人事給与システムへの入力を行っている一方、各所属における時間外・振替勤務に関する監督権はなく、また勤務状況システム上、振替勤務の状況を把握することができないことから、各所属から適切な時間外・振替勤務が報告されなければ適正に時間外の支給ができないわけだが、福祉プラザ内所属の一部で誤った報告がされたため、結果として手当支給額に誤りが生じた。</p> <p>※支給額に誤りがあつた職員については、是正対応済み。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査後、福祉プラザ内各所属の次長に対し、指摘された内容について説明し、時間外・振替勤務については、各所属の責任で適切なシステム入力、障害者相談所への報告をするよう依頼(注意事項をまとめた資料を配付)。また、あわせて事務処理ミス再発防止資料も配布し、注意を促した。</p>
---	---

<p>監査対象機関</p>	<p>福祉保健部 あけぼの医療福祉センター</p>
<p>監査対象期間</p>	<p>令和3年9月～令和4年8月</p>
<p>監査実施日</p>	<p>令和4年11月29日、12月23日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>謹じた措置</p>

<p>(指導事項) 2件(収入1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①児童福祉施設費負担金</p> <p>過年度分 1,545,909円</p> <p>令和4年度分 109,290円</p> <p>合計 先数 6件 1,655,199円</p> <p>②あけぼの医療福祉センター使用料</p> <p>過年度分 2,295,667円</p> <p>令和4年度分 81,476円</p> <p>合計 先数 6件 2,377,143円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>引き続き、通知や電話での督促により債務者に粘り強く働きかけ、未収金の縮減に努める。</p> <p>債務者が入所者の保護者等の場合は、入所支援課と連携して保護者来所時の面談や保護者宅への訪問などの機会も積極的に活用する。</p> <p>監査日から令和5年2月末日までの収納状況は次のとおり。</p> <p>①児童福祉施設費負担金</p> <p>過年度分 1,223,422円</p> <p>現年度分 (収納済み 322,487円)</p> <p>109,290円</p> <p>(収納済み 0円)</p> <p>合計 先数 5件 1,332,712円</p> <p>(収納済み 322,487円)</p> <p>②あけぼの医療福祉センター使用料</p> <p>過年度分 2,295,667円</p> <p>(収納済み 0円)</p> <p>現年度分 0円(収納済み 81,476円)</p> <p>合計 先数 5件 2,295,667円</p> <p>(収納済み 81,476円)</p>
---	--

<p>2) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があつたことや別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあつた。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>25/100の部分については、勤務状況システムでは対応していなかったため、集計時に勤務状況システムへ手入力する必要があるが、確認不足のまま入力を行い、時間外勤務手当を過大に支給してしまつた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>人事給与システムにより時間外勤務手当の時間を正しい時間数に修正した。</p> <p>また、過大に支給した時間外勤務手当については、対象職員に納入通知書により納入することを依頼し、全額納期限内に納入された。</p>
--	---

ことを確認した。
 今後は、週休日の振替に係る制度運用が適切に行われるよう職員に周知するとともに、週休日等の勤務状況及び時間外勤務手当を集計する際、複数の職員で確認を行うことにより、適正な事務処理の徹底を図る。

監査対象機関	福祉保健部 富士ふわあいセンター
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月5日、11月28日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (支出1、給与1)</p> <p>1) 甲種防火管理新規講習会受講料に係る前渡資金の支払日が不必要に前倒しされていた。</p> <p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 令和4年6月中旬に開催された甲種防火管理新規講習会の受講料については、開催日に支払うものとされていたが、5月中旬の受講申込時に支払うものと勘違いしてしまい、支払時期より1か月程早く資金前渡の支払いを行ってしまった。 (今後の対応策等) 今後は、支払い時期を文書等で厳重に確認するとともに、支払い後は速やかに精算処理を行うことを徹底して再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 週休日に勤務した週内の勤務時間を積算するにあたり、当該週に取得した職務免除時間を誤って除いて積算してしまい、1週間の勤務時間が規定を超えていたと判断し、25/1000の時間外勤務手当を支給しなかった。 (今後の対応策等) 職務免除取得時間を勤務時間を含め積算すべきだったことから、本来支給すべきだった25/1000の時間外勤務手当を速やかに支給した。 今後は、時間外勤務手当の不支給が生じないよう、当センターで作成した「週休日振替チェック票」を活用する中で、週外に振替を行った場合の時間数や手当支給処理について、複数の職員で確認することを徹底して再発防止に努める。</p>

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月15日、令和5年1月16日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (給与2)</p> <p>1) 同一週内に週休日の振替ができず、1週</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p>

間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えており、過大に支給されているものがあつた。

2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。

2) (発生原因の検証結果)
 令和4年1月2日は週休日と祝日が重なる日という認識がなかったことから、コロナ検査で勤務した日の同一週内に週休日の振替は行ったものの、休日勤務の申請はなく、休日勤務手当の支給を行っていなかった。
 (今後の対応策等)
 直ちに勤務状況システムのデータを修正し、未支給分は令和4年12月に職員に支給済である。
 今後は時間外勤務などの取り扱いを改めて職員に周知徹底し、毎月の集計時や入力後の確認を複数職員で行い、再発防止を図っていく。

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月20日、11月22日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 時間外勤務手当について、次のとおり不備があつた。 ①週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあつた。 ②山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程第2条に規定する特例職場にて、勤務時間を割り振られた日における時間外勤務手当の支給区分に誤りがあり、過大に支給されているものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 新型コロナウイルス感染症対応への応援勤務について、紙面の勤務計画表上では勤務日としているにも関わらず、勤務状況システムへの入力・確認作業に漏れがあったため、時間外勤務手当算出にあたり、誤った支給区分の支給額を算出していた。 (今後の対応策等) 正しい支給区分により時間外勤務手当の支給額を再算出し、該当職員に支給額の差額を払い入させた。 今後、時間外勤務手当の算出にあたっては、勤務日の変更等、勤務実態の確認を十分に行い、支給額を算出する。</p>

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月

監査実施日	令和4年12月6日	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (重点事項1)			
1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び劇物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならぬと定められているが、表示されていない。		1) (発生原因の検証結果) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法の理解が不十分であった。 (今後の対応策等) 直ちに、毒物及び劇物を保管している保管庫に、「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」の表示を行った。 今後は、毒物及び劇物取締法の内容を十分理解し、毒物及び劇物の適切な管理に努める。	
(指導事項) 1件 (契約1)			
1) 特別管理産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書及び産業廃棄物処分委託契約書において、受託業者は事業範囲を証する許可書の写しを県に提出し、本契約書に添付すると定められているが、履行されていない。		1) (発生原因の検証結果) 契約書の内容確認及びチェック体制が不十分であった。 (今後の対応策等) 指摘のあった契約については既に契約期間が満了しているが、改めて許可書の確認を行った。 今後は、契約書の内容を十分確認するとともに、ダブルチェックを徹底し、再発防止に努める。	

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所	監査の実施期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月22日、令和5年1月17日	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 3件 (給与3)			
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。		1) (発生原因の検証結果) 毎月の集計時、勤務状況システムでの確認が不十分であった。 (今後の対応策等) システムにてデータを修正し、未支給分の支給を行った。 今後、振替・代休の申請をする際は、給与事務担当者へ報告するよう職員へ声かけをするともに、給与事務担当者及び次長により、適切に申請・支給事務が行われているかダブルチェックを行い再発防止に努める。	
2) 住居手当について、届出の事実発生日が月の初日以外のため、翌月から支給開始と認定すべきところ、事実発生日の属する月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあった。		2) (発生原因の検証結果) 住居手当認定事務の理解が不十分であったことや、認定に当たっての確認不足から、誤りが発生してしまった。 (今後の対応策等) 1月分の給料で調整。 今後は、給与に係る制度や必要な手続きを担当職員及び次長で再度確認し、誤りが無い	

3) 会計年度任用職員の期末手当に係る社会保障料について、控除額に誤りがあり、雑損金残高が過大となっていた。	3) (発生原因の検証結果) 事務処理の理解が不十分であったことや確認不足から誤りが発生してしまった。 (今後の対応策等) 令和4年12月13日に返金済。 今後は、制度、必要な手続きを担当職員及び次長で再度確認し、誤りが無いよう再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園	監査の実施期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月16日、令和5年1月24日	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)			
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 557,761円 令和4年度分 27,129円 合計 先数 5件 584,890円		1) (今後の対応策等) 児童福祉施設費負担金については、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、文書、電話、訪問により回収に努めており、債権者の生活状況によっては分割納付を指導し、計画的に納付されるよう努めている。 また、納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を交付し、適正な債権管理を図る。 ○収入未済の状況 (R5.2.24現在) 過年度分 552,761円 (収納済 5,000円) 令和4年度分 27,129円 (収納済 0円) 合計 先数 5件 579,890円 (収納済 5,000円)	

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜	監査の実施期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)			
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 94,500円 令和4年度分 13,887円 合計 先数 2件 108,387円		1) (今後の対応策等) 中央児童相談所の担当ローカーを通して面会の際に催促を行った。 今後は入通所児童の家庭状況等に配慮しながら、児童相談所等関係機関と連携し、電話連絡や催告文書の送付などの取り組みを続けていく。	

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所 (防災局と共管)	監査の実施期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月30日、10月28日	監査の結果	講じた措置

(指導事項) 4件 (支出1、給与2、重点事項1)

1) 日本民俗学会負担金について、私費で支出していたことが判明したため、資金前渡の対象外として精算・れい入を行ったが、その間長期にわたり資金前渡職員の口座に滞留していた。

2) 通勤手当の認定において、通勤届の決定事項欄の該当するものにし印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、記入されていたいなかった。また、任命権者確認・決定欄に押印のないものがあつた。

3) 再任用職員の令和3年12月期末勤勉手当に係る社会保険料について、被保険者からは正しい保険料を徴収していたが、健康保険、厚生年金保険被保険者賞与支払届の額に誤りがあつたため、予備監査日現在、差額分が滞留金に滞留していた。

4) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿(受払簿)が作成されていなかった。

1) (発生原因の検証結果)

資金前渡職員が、精算に必要な書類を資金前渡精算補助者に渡すことを失念していた。また資金前渡精算補助者も、資金前渡精算書の作成を失念していた。

(今後の対応策等)

資金前渡の取り扱いについて記載したマニュアルを作成し、所内に配布を行った。また、資金前渡補助者も資金前渡精算書の作成を失念しないように、職員ポータル上のToDo機能を使用することとした。今後、同様の事案があつた場合には速やかに資金前渡精算書の作成を行い、再発防止に努める。

2) (発生原因の検証結果)

通勤届の記載事項欄への必要事項の記入を失念していた。任命権者確認・決定欄への押印の有無の確認が不足していた。

(今後の対応策等)

直ちに該当通勤届の決定事項欄への記入・押印を行った。今後は同様の事案が発生しないよう通勤手当の決定事項欄への記入・確認を行い、再発防止に努める。

3) (発生原因の検証結果)

被保険者賞与支払訂正届の提出を失念していた。

(今後の対応策等)

令和4年10月に被保険者賞与支払訂正届を日本年金機構に提出し、同年12月に滞留金に滞留している保険料の追加納付を行った。今後、同様の事案があつた場合には速やかに被保険者賞与支払訂正届の提出を行うとともに、毎月末に滞留金受払簿を確認することにより、滞留金に保険料が滞留しないよう再発防止に努める。

(今後の対応策等)

毒物劇物管理簿の作成を行った。今後は毒物及び劇物を使用する際は、毒物劇物管理簿に記入を行うよう、所内の研究員に周知を行った。

4) (発生原因の検証結果)

毒物及び劇物取扱法の理解不足。適切な在庫管理を行うことにより、不要な在庫の早期把握を行うとともに、毒物及び劇物の盗難や紛失があつた場合の早期発見に努

める。

監査対象機関	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月8日、12月21日
監査の結果	
講じた措置	

(指導事項) 2件 (支出1、重点事項1)

1) 電話料に係る資金前渡(見込払)について、契約変更に伴う残金が、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

2) 毒物及び劇物の管理について、次のとおり不備があつた。

- ①毒物・劇物保管庫について、その他の物から明確に区分された「毒物・劇物専用」とされていないものがあつた。
- ②鍵のない保管庫に保管されているものがあつた。

2) 毒物及び劇物の管理について、次のとおり不備があつた。

- ①毒物・劇物保管庫について、その他の物から明確に区分された「毒物・劇物専用」とされていないものがあつた。
- ②鍵のない保管庫に保管されているものがあつた。

1) (発生原因の検証結果)

支払後5日以内に精算しなければならぬことを失念し、期日を超えて精算を行つてしまった。また、所属内での決裁の際にもチェックがなされなかった。

(今後の対応策等)

資金前渡による支払を行った際には、支払と精算を一連の事務と捉え、遅滞なく資金前渡の精算を行うよう徹底を図る。

2) ①② (発生原因の検証結果)

要冷蔵の毒物・劇物に係る取り扱いの認識が不足していたため、鍵のない冷蔵庫で写真フィルム等と一緒に保管していた。

①② (今後の対応策等)

直ちに毒物・劇物とそれ以外を明確に区分し、かつ毒物・劇物を鍵のかかる専用の保管庫に保管した。

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月31日、11月30日
監査の結果	
講じた措置	

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給されているものがあつた。

2) 祝日に勤務し、時間外勤務を行った際の、1時間あたりの時間外勤務手当の支給率は、代休日を指定しない場合には1.35/1.00、代休日を指定する場合には1.25/1.00とされている。

今回は、祝日に勤務した職員が当初代休申請をせず、時間外勤務申請のみを行い、時間外勤務手当の支給後に、遡って代休申請を行ったため過大な支給となったものである。

(今後の対応策等)

過大な支給分については、本人に返還を求め、11月24日に本人から納付書により納付されている。また、全職員に対して、12月1日に開催した所内会議にて指導事項の発生の経緯に関する説明と注意喚起を実施。

	<p>振替・代休の申請者については(原則として同一週内の)振替・代休日あらかじめ定め、事前申請を徹底する。承認者は申請内容を確認し、また給与事務担当者は勤務状況システムで勤務状況を確認することで、過大支給を防ぐ。</p>
--	--

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月20日、11月25日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件(重点事項1)

1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取扱法第12条第3項において、劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び劇物については「劇物」の文字を表示しなければならぬことについて、認識が不足していた。
(今後の対応策等)
直ちに揭示物を作成し、該当箇所に表示した。

今後は、劇物を貯蔵、又は陳列する場所には揭示をしなければならぬことについて、職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。

(指導事項) 3件(収入1、給与1、重点事項1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

授業料	695,000円
過年度分	175,000円
令和4年度分	175,000円
合計 先数	870,000円

2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないかった。

3) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿(受払簿)が作成されていないかった。

	<p>だが、失念した。 (今後の対応策等) 直ちに劇物管理簿(受払簿)を作成した。</p>
--	---

監査対象機関	観光文化部 考古博物館(埋蔵文化財センターを含む)
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月9日、令和5年1月24日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件(収入1、給与1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

所蔵資料の所有権取得に係る損害賠償金	1件	657,580円
過年度分 先数		

1) (発生原因の検証結果)
・平成31年2月に所蔵土器の所在が不明になっていないことが判明した。
・当該土器をインターネットオークションで売買した元職員に対し、考古博物館が買い戻しに要した費用を請求した。
(今後の対応策等)
・令和5年3月8日に元職員との和解が成立した。
・解決金の支払期限である令和5年4月7日までに適正な振り込みが履行されることを確認する。

2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

①割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の2.5/1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなっているが、支給されていないかった。

②やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないかった。

③振替を行ない勤務日となった日の時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。

2) (発生原因の検証結果)
①～③について
・勤務時間の割り振り変更や同一週外での振替となった場合には総務担当へ連絡することとされている。
・しかし、周知徹底がされておらずに総務担当が割り振り変更等に気付くことができなかった。
・それ故、総務担当が通常時間外勤務手当として処理をしてしまった。
(今後の対応策等)
①～③について
・未支給、過支給となっていた時間外勤務手当は、令和4年12月支給分給与で遡及処理をした。
・週休日の振替や代休の取得方法について説明資料を作成し全体周知を行った。
・勤務時間の割り振り変更が行われた場合や、やむを得ない理由により同一週外での振替が発生した場合は、その都度総務担当へ報告することを全体周知した。

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター(高冷地野菜・花き振興センターを含む)
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月2日、令和5年1月16日

監査の結果

講じた措置

<p>(指導事項) 3件（給与2、財産1）</p> <p>1) 週末日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>2) 旅費の支払において、JR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に対し、往復割引を適用していなかった。</p> <p>3) 貸付財産及び借受財産について、公有財産事務取扱規則第50条第2項及び第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 同一週外に振替をした際の支給区分は、勤務状況システムでは対応していないため、集計担当者が集計時に勤務状況システムで修正する必要があったが、そのまま登録したことによって、異なる割合で時間外勤務手当が支給されてしまった。 (今後の対応策等) 対象の職員の勤務実績を人事委員会規則で定める割合に修正し、次の給与支給の際に差額の調整が行われるよう対応するとともに、時間外勤務の集計時には、登録前に2人以上での確認作業を徹底することとした。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 担当者が割引制度を把握していなかったため、往復割引を適用せず支給してしまつた。旅行者から聞き取りを行い、往復割引制度の適用事例であることを確認したため、差額の調整を行った。 (今後の対応策等) 総務課内で旅費質疑応答集の内容の再確認を行い、今後、異動等担当者が変更となる場合は、旅費質疑応答集の引継を行うこととした。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 担当者の方念により、移動報告が行われなかった。対象の貸付財産について、速やかに移動報告を実施した。 (今後の対応策等) 借受財産及び貸付財産について、課内での業務の進捗確認を徹底することとした。</p>
---	--

<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>農政部 専門学校農林大学校 (林政部と共管)</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年8月～令和4年7月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年10月14日、11月15日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件（重点事項1） 1) 劇物について、所在不明となっているものがあつた。</p>	監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校 (林政部と共管)	監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月	監査実施日	令和4年10月14日、11月15日	<p>1) (発生原因の検証結果) 農業の管理状況について書類の確認や職員からの聞き取りを行ったが、所在不明となつた原因判明には至らなかった。 (今後の対応策等) 今後、同様な事案が発生しないよう、再発防止策をとりまとめ、徹底した取り組みを行っている。 ・鍵の管理責任者を明確化（副校長、次長、教務課長、研修課長）</p>
監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校 (林政部と共管)						
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月						
監査実施日	令和4年10月14日、11月15日						

<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>農政部 畜産酪農技術センター (長坂支所を含む)</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年8月～令和4年7月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年10月13日、11月17日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件（収入1） 1) 令和4年度の行政財産使用料について、予備監査日現在、測定されていないものがあつた。(合計152,063円)</p>	監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター (長坂支所を含む)	監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月	監査実施日	令和4年10月13日、11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫確認を毎週実施 ・入庫・出庫時の在庫確認は複数名で実施 ・農業使用の確認者を定め（教務課長、研修課長）、使用簿を毎回確認 ・番号式の錠前を南京錠に変更 ・劇物は職員室前の倉庫内に専用の保管庫を設置し管理 ・農業保管庫等に監視カメラを設置 ・「農業・試薬管理要綱」を策定し管理を徹底
監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター (長坂支所を含む)						
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月						
監査実施日	令和4年10月13日、11月17日						

<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年7月～令和4年6月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年9月29日、10月26日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件（財産1） 1) 取得用地上未登記のものがあつた。</p>	監査対象機関	農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)	監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月	監査実施日	令和4年9月29日、10月26日	<p>1) (発生原因の検証結果) 行政財産使用許可に係る使用料測定が必要なることを失念してしまつた。 また、行政財産に係る測定事務の実施について、所属内の相互の確認体制が働かなかつたことも未測定となつた一因と考えられる。 (今後の対応策等) 予備監査後、速やかに行政財産使用料（合計152,063円）の測定を行い、全額が納期限である11月21日までに収納されている。 今後は、年度当初に測定を行う必要がある収入項目について、測定起案の実施等、事務の実施確認を担当者以外の確認者も重複チェックするとともに、収入事務実施チェック表や年度スケジュール（業務執行計画）などを活用し、確認の徹底を図る。 長坂支所の行政財産等の測定については、作業の進捗状況を本所次長と長坂支所次長で確認し合い遅延を防止する。</p>
監査対象機関	農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)						
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月						
監査実施日	令和4年9月29日、10月26日						

<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年7月～令和4年6月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年9月29日、10月26日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件（財産1） 1) 取得用地上未登記のものがあつた。</p>	監査対象機関	農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)	監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月	監査実施日	令和4年9月29日、10月26日	<p>1) (今後の対応策等) 今後も法人の状態を逐次確認しつつ、同様の債権を持つ関係部署と連携して未収金の回収手法を検討しながら収入未済の解消に努めていく。</p>
監査対象機関	農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)						
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月						
監査実施日	令和4年9月29日、10月26日						

令和2年度以前の未登記 2筆	用地取得から50年近くが経過し、当時の状況を知っている関係者の死亡や相続人の増加から容易に所有権移転登記ができる状況にないが、権利関係者の調査等を継続して行い、未登記の解消に努める。
----------------	---

監査対象機関	県土整備部 広瀬・零川ダム管理事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	講じた措置
【指導事項】 1件(収入1) 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 工事清負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 14,067,323円 (今後の対応策等)	1) (発生原因の検証結果) 峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものである。 (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。

監査対象機関	峡東教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	講じた措置
【指導事項】 2件(給与2) 1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 令和3年11月29日に任用開始された職員の同年12月10日支給の期末手当について、口座振替手続きが間に合わず現金支給となることを所属校事務職員が把握しておらず、本人口座に振り込まれるものと誤解していた。また、支給日に合わせて出力した給与明細書の現金支給欄の確認及び現金支給の有無や通帳記帳日等を把握するための「給与資金前渡職員口座チェックリスト」の記帳を怠っていた。このため、令和4年2月16日に同口座の通帳記帳の際に不支給が判明し、現金を引き出して本人に支給した。 (今後の対応策等) 【当該校】 ①年度当初に福利給与課から示される「給与関係処理日程表」に掲載されている給与及び手当等の支給日を、新たに「給与資金前渡職員口座チェックリスト」に記載し、支給日における現金支給の承認を意識した

2) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。 2) (発生原因の検証結果) 小中学校に勤務する代精職員から徴収している社会保険料が翌月支払となるなど毎月繰越金が発生することになるが、繰越金の内訳の管理、確認ができていなかった。 (今後の対応策等) 過大に徴収した保険料の還付及び健康保険料と厚生年金保険料との更正等の処理を行った。また、一部発生原因等が不明なもの(健康保険料1円過大、厚生年金保険料1円不足)について、令和4年度も引き続き、雑部金会計で預かった額、各小中学校で届け出た等級に基づく納付金額及び納付書記帳金額等を突合するなどして原因究明を進めているが、現在まで解明できていない。今後も引き続き原因究明と処理を進める。	チェックリストの活用を徹底する。 ②資金前渡職員(学校長)は、毎月、給与明細書と「給与資金前渡職員口座チェックリスト」を確認した証拠として、チェックリストへの記載及び欄外に押印する。 【教育事務所】 ①令和4年5月に開催した事務担当者研究会等で今回の事例を管内全校と共有し、適正な現金給与支給事務について改めて周知を行った。 ②人事給与システムから給与明細書が発出される時期(支給日の2日程度前)に給与明細書の現金支給欄の確認を行うとともに、給与資金前渡職員口座の通帳記帳を徹底し、給与等が口座に滞留しないよう、校務支援システムのメッセージ機能を使用して管内全校に対し周知を行っている。
---	--

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月18日、11月16日
監査の結果	講じた措置
【指導事項】 2件(給与2) 1) 児童手当の支給において、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、支払期日でない月であっても、各月の8日に支払うものとされているが、支払われていないものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 児童手当支給事務の認識不足により、誤った処理をしてしまった。 (今後の対応策等) 該当職員に対して、速やかに支給した。今後は、児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則及び児童手当の手引きを十分理解し、所属内で共有することで適切な事務処